

## 農山漁村地域整備計画 事後評価調書

<b>整備計画名</b>	徳島県自然災害に強い農山漁村づくりのための治山事業計画（第3期）	<b>計画策定主体</b>	徳島県			
<b>整備計画年度</b>	令和2年度～令和6年度（5年間）	<b>対象市町村</b>	徳島市 他20市町村			
<b>1. 交付対象事業の進捗状況【実施要領<sup>注1</sup>第5の2の（1）】</b>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治山事業計画対象の24地区について、事業を実施した結果、10地区が事業完了となり、定量的指標における山地災害防止機能が確保された集落数の追加については、令和6年度までに計画どおり達成できた。</li> <li>・ 計画期間内に事業完了が図られなかった地区については、引き続き次期計画により事業完了に向けて取り組み、山地災害防止機能が確保された集落数を増加させる。</li> <li>・ 盛土緊急対策事業計画対象の1地区について、盛土規制法に基づく規制区域の把握に関する調査を実施した結果、規制区域の指定ができ、調査を完了することができた。</li> </ul>						
<b>2. 事業効果の発現状況【実施要領第5の2の（2）】</b>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山地災害危険地区において、治山ダム工や山腹工などの施設整備を実施し、土砂流出の防止をはじめとした森林の持つ防災機能の高度発揮により、県民の安全で安心な暮らしの実現が図られた。</li> <li>・ 盛土規制法に基づく規制区域が把握され、指定することができた。</li> </ul>						
<b>3. 成果目標の目標値の実現状況【実施要領第5の2の（3）】</b>						
<b>【定量的指標】</b>						
<b>山地災害防止機能が確保された集落数</b>		<b>目標値</b>	<b>実績値</b>	<b>単位</b>	<b>達成評価</b>	<b>備考</b>
山地災害発生の危険性が高い中山間地域において、治山施設整備等を実施することにより、山地災害防止機能が確保された集落数を追加する。		10	10	集落	達成	
<b>盛土規制法に基づく規制区域の把握に関する調査実施率</b>		<b>目標値</b>	<b>実績値</b>	<b>単位</b>	<b>達成評価</b>	<b>備考</b>
盛土規制法に基づく規制区域の把握に関する調査を実施する。		100	100	%	達成	
<b>4. 今後の方針【実施要領第5の2の（4）】</b>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本県では、毎年、台風、豪雨等による山地災害が多発しており、人命、財産に甚大な被害をもたらしていることや、南海トラフ巨大地震等による大規模災害への備えと国土の強靱化が課題となっており、崩壊地等の復旧整備はもとより「事前防災・減災対策の強化」が急務となっている。</li> <li>・ このため、山地災害危険地区のうち、災害発生時に人家や公共施設等への影響が大きい箇所を中心に「調査・点検パトロール」を実施し、山地災害の兆候が見られる箇所から優先的に、治山ダム等の施設整備を進めていく。</li> <li>・ さらに、治山施設の機能が持続的に発揮されるよう、個別施設計画に基づき「機能強化・老朽化対策」を進めていく。</li> <li>・ 盛土等に伴う災害から人命を守るため、規制対象行為については確実な審査を行っていく。</li> </ul>						

（注1）実施要領とは、「農山漁村地域整備交付金実施要領」のことを指す。